

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165（ただし、市長については100分の160とする。）</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u></p> <hr/> <p>_____を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の95_____を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____100分の45_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6（略）</p>

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6（略）</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6（略）</p>

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊明市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給与条例の適用除外）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>_____」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊明市条例第29号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第16条第3項及び第4項ただし書中「<u>再任用短時間勤務職員</u>_____」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊明市条例第29号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第16条第3項及び第4項ただし書中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>

第2条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年豊明市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法 <u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（市長が定める職員を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号)第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（市長が定める職員を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 豊明市職員の定年等に関する条例第8条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>
---	---

第3条 豊明市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年豊明市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

第4条 豊明市職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例（昭和47年豊明市条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則 （新設） <u>この条例は、昭和47年8月1日から施行する。</u></p> <p>（新設） （新設） （新設）</p>	<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、昭和47年8月1日から施行する。</u></p> <p><u>（降給に関する経過措置）</u></p> <p>2 <u>任命権者は、豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）附則第7項の規定による措置の適用を受ける職員については、当該措置に基づき当該職員を降給するものとする。</u></p> <p>3 <u>第3条の規定にかかわらず、前項の措置の適用を受ける職員には、市長が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>

第5条 豊明市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和47年豊明市条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、<u>給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第42号）第11条から第13条までに規定する報酬の額を除く。））の1</u></p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第42号）第11条から第13条までに規定する報酬の額を除く。））の1</u></p>

0分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。

0分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。
この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第6条 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間にお</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員 の規定により採用された職員（以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間にお</p>

いて週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条（略）

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合は、この限りでない。

（年次有給休暇）

いて週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条（略）

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合は、この限りでない。

（年次有給休暇）

<p>第12条 (略)</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	---

第7条 豊明市職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊明市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 豊明市職員の定年等に関する条例(昭和58年豊明市条例第12号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 豊明市職員の定年等に関する条例(昭和58年豊明市条例第12号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第8条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>

(4) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) 豊明市職員の定年等に関する条例(昭和58年豊明市条例第12号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(新設)

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 (略)

第6条第1項	(略)	(略)
第6条第2項及び第4項	(略)	(略)
第7条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第15条第2項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による勤務をすること

(5) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) 定年条例

第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 定年条例第8条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 (略)

第6条第1項	(略)	(略)
第6条第2項及び第4項	(略)	(略)
(削る)	_____	_____
第15条第2項	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による勤

		となった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
第16条第3項及び第4項ただし書	<u>再任用短時間勤務職員</u>	育児短時間勤務職員等
第20条第4項	(略)	(略)
第20条第5項及び第21条第3項	(略)	(略)
第20条第6項	(略)	(略)

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 (略)

第6条第1項	(略)	(略)
第6条第2項及び第4項	(略)	(略)
第15条第2項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務職員」という。)
第16条第3項及び第4項ただし書並びに第25条	<u>再任用短時間勤務職員</u>	短時間勤務職員
第24条の2	<u>第11条、第12条、第13条及び</u>	第11条、第12条、第13条、第14条

		務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
第16条第3項及び第4項ただし書	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	育児短時間勤務職員等
第20条第4項	(略)	(略)
第20条第5項及び第21条第3項	(略)	(略)
第20条第6項	(略)	(略)

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 (略)

第6条第1項	(略)	(略)
第6条第2項及び第4項	(略)	(略)
第15条第2項	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務職員」という。)
第16条第3項及び第4項ただし書並びに第25条	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	短時間勤務職員
第24条の2	<u>第6条、第11条から第13条まで</u>	第11条、第12条、第13条、第14条

	<u>第14条</u>	及び第15条の2
	<u>再任用職員</u>	短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第19条 (略)

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 (略)

3 (略)

附 則

1 (略)

2 (略)

	<u>及び第14条</u>	及び第15条の2
	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第19条 (略)

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 (略)

3 (略)

附 則

1 (略)

2 (略)

(新設)

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第8条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、市長が規則で定める初任給の基準に<u>したが</u>い任命権者が決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、市長が規則で定める初任給の基準に<u>従</u>い任命権者が決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成</p>

績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(再任用職員の給料月額)

第7条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第15条 (略)

2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額（再任用短時間勤務職員 のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）は、55,000円を超えない範囲内で、市長が規則で定める。

(時間外勤務手当)

第16条 (略)

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第23条第

績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第15条 (略)

2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）は、55,000円を超えない範囲内で、市長が規則で定める。

(時間外勤務手当)

第16条 (略)

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第23条第

1 項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) (略)

(2) (略)

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振

1 項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) (略)

(2) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振

り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 (略)

(1) 第1項の勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。)の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) (略)

6 (略)

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項に規定する市長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

7 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 (略)

(1) 第1項の勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。)の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) (略)

6 (略)

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項に規定する市長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

7 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における市長が規則で定める期間の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における市長が規則で定める期間の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総

額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(再任用職員 についての適用除外)

第24条の2 第11条、第12条、第13条 及び第14条の規定は、再任用職員 には適用しない。

(非常勤職員の給与)

第25条 常時勤務を要しない職員 (再任用短時間勤務職員 を除く。)の給与は、任命権者が常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給するものとする。

2 (略)

附 則

1～6 (略)

(新設)

額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(定年前提任用短時間勤務職員 についての適用除外)

第24条の2 第6条、第11条から第13条まで 及び第14条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員 には適用しない。

(非常勤職員の給与)

第25条 常時勤務を要しない職員 (定年前提任用短時間勤務職員 を除く。)の給与は、任命権者が常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給するものとする。

2 (略)

附 則

1～6 (略)

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものと

(新設)

する。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 豊明市職員の定年等に関する条例（昭和58年豊明市条例第12号）第8条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(3) 豊明市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(新設)

9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(新設)

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の

(新設)	<p><u>属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>1 1 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
(新設)	<p><u>1 2 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
(新設)	<p><u>1 3 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>

別表第1（第4条関係）
行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第1（第4条関係）
行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額								
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 193,600	円 204,700	円 223,200	円 244,000	円 274,700

第9条 豊明市職員の再任用に関する条例（平成13年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(略)	(廃止)

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年豊明市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（自動車の公費の支払）</p> <p>第4条 豊明市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>13,770円</u>を超える場合には、<u>13,770円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に</p>	<p>（自動車の公費の支払）</p> <p>第4条 豊明市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>14,490円</u>を超える場合には、<u>14,490円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に</p>

係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、3,675円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手（同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が11,250円を超える場合には、11,250円）の合計金額

2 (略)

(ポスターの公費の支払)

第5条 豊明市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、510円48銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に150,938円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当

係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、3,850円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手（同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が11,250円を超える場合には、11,250円）の合計金額

2 (略)

(ポスターの公費の支払)

第5条 豊明市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に158,125円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当

該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成22年豊明市条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（ビラの公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者からの申請に基づき、委員会が、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることを確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>（ビラの公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者からの申請に基づき、委員会が、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることを確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>

豊明市職員の定年等に関する条例（昭和58年豊明市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(新設)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、<u>職員</u>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは</u>、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務</u>に從事させるため<u>引き続いて勤務</u>させることができる。</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第4条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条—第10条）</u></p> <p><u>第4章 定年前提任用短時間勤務制（第11条・第12条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第13条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員</u>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務</u>させることができる。<u>ただし、第8条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職</u></p>

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき _____。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由 _____ が引き続き存在すると認めるときは、 _____ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日 _____ の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は _____、
_____、
第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する

日において管理監督職（第5条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する

前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

(新設)

(新設)

前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が規則で定める。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、豊明市職員の給与に関する条例(昭和47年豊明市条例第34号)第10条第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条及び第9条において同じ。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任又は転任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任又は転任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超

える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任又は転任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずるこ

と。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引

き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第9条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この

(委任)
第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が
_____定める。

附 則

1 (略)

2 (略)

(新設)

条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。以下附則第4条及び第6条において同じ。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の実施に関し _____ 必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

1 (略)

2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区

(新設)

分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。

3 第7条第4項及び前2項の規定にかかわらず、豊明市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年豊明市条例第7号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の添付及び確認を要しない。

認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、豊明市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年豊明市条例第7号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の添付及び確認を要しない。

（多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請等）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

豊明市都市公園条例（平成24年豊明市条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第2（第14条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用料を算定する場合に1平方メートル未満であるとき、又は1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算するものとする。 2 適正な土地評価額は、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する固定資産評価額の決定方法に準じ、又は適正な建物評価額は建物再調達建築価格により市長が定める。 3 有料公園施設は全面利用とする。 4 有料公園施設を市外の者が利用する場合の使用料は、2倍の額とする。 	<p>別表第2（第14条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用料を算定する場合に1平方メートル未満であるとき、又は1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算するものとする。 2 適正な土地評価額は、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する固定資産評価額の決定方法に準じ、又は適正な建物評価額は建物再調達建築価格により市長が定める。 3 有料公園施設は全面利用とする。 4 有料公園施設を市外の者が利用する場合の使用料は、2倍の額とする。

【別記1】

現行

区分	単位	使用料
公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合	1年につき	適正な土地評価額の100分の5
公園管理者以外の者が公園施設を管理する場合	1年につき	適正な建物評価額の100分の8及び土地使用料

都市公園を占用する場合	道路法（昭和27年法律180号） 第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合	豊明市道路占用料条例（昭和61年豊明市条例第1号）第2条に規定する道路占用料に定める額	
都市公園において第5条第1項各号に掲げる行為をする場合		1m ² 当たり1日につき	適正な土地評価額の100分の5の36 5分の1
落合公園 テニスコート		2時間につき	440円
西川公園 テニスコート		2時間につき	440円

改正後（案）

区分	単位	使用料	
公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合	1年につき	適正な土地評価額の100分の5	
公園管理者以外の者が公園施設を管理する場合	1年につき	適正な建物評価額の100分の8及び土地 地使用料	
都市公園を占用する場合	道路法（昭和27年法律180号） 第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合	豊明市道路占用料条例（昭和61年豊明市条例第1号）第2条に規定する道路占用料に定める額	
都市公園において第5条第1項各号に掲げる行為をする場合		1m ² 当たり1日につき	適正な土地評価額の100分の5の36 5分の1
落合公園 テニスコート	2時間につき	440円	
	3時間につき	660円	

西川公園 テニスコート	2時間につき	440円
	3時間につき	660円